

# 令和4～6年度 競争入札参加資格審査申請の手引き

## — 建設工事・建設コンサルタ外業務等 —

令和4年4月

### 浜田市

区分	受付期間
定期審査（終了）	令和3年12月1日（水）～令和4年1月16日（日）
追加審査（終了）  追加審査	1 令和4年4月13日（水）～令和4年4月27日（水）
	2 令和4年7月27日（水）～令和4年8月10日（水）
	3 令和5年1月11日（水）～令和5年1月25日（水）
	4 令和5年7月27日（木）～令和5年8月10日（木）
	5 令和6年1月11日（木）～令和6年1月25日（木）
	6 令和6年7月26日（金）～令和6年8月10日（土）

申請方法	島根県電子調達共同利用システムからの電子申請を行い、必要書類を郵送。（受付期間最終日の消印有効）
------	--

#### お問い合わせ先

浜田市への申請内容、提出書類に関すること	島根県電子調達共同利用システムの操作方法に関すること
浜田市総務部契約管理課 入札管理係 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地 電話 0855-25-9141（直通）	電子調達システムヘルプデスク 島根県庁内 電話 0852-25-6701（直通）

# 目次

ページ番号

1	はじめに	1
2	申請手続き	
2-1	申請について	2
2-2	電子システムについて	4
2-3	申請の流れ	5
3	申請できる方の要件	
3-1	共通	6
3-2	建設工事に関する申請者の要件	6
3-3	建設コンサルタント業務等に関する申請者の要件	6
4	申請にあたっての注意事項	7
5	書類の提出方法、提出期限等について	
5-1	提出書類の種類	8
5-2	書類の提出方法	8
5-3	書類の提出期限	8
5-4	添付書類様式の入手方法	8
6	準市内業者としての要件について	9
7	社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入確認について	10
8	浜田市個別審査用書類について	
8-1	建設工事	11
8-2	建設コンサルタント業務等	17
9	入札参加資格申請後の変更、取消し	19
別表		
1	入札参加資格審査を行う工事種別	20
2	入札参加資格審査を行う業務種別	21

R3. 12. 1 15 ページ修正（④労働安全対策の確認書類に関して）

R3. 12. 6 17 ページ修正（N06 直前年度に関して）

R4. 1. 4 19 ページ修正（「財務に関する報告書」又は、「現況報告書」について）

# 1 はじめに

令和 4～6 年度に浜田市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等（物品調達等を除く。）の競争入札に参加を希望される方は、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）の申請手続きを行ってください。

随意契約を行う場合の見積事業者の選定についても、この資格申請に基づき認定を受けた入札参加資格者（以下「有資格者」という。）の中から行います。

申請手続きは、島根県と県内市町（以下「システム参加自治体」という。）が共同で利用する「島根県電子調達共同利用システム」の「資格申請システム」への電子申請となります。このシステムを利用することで、島根県及び県内市町へ申請することができます。（参加していない町がありますのでご注意ください。）

申請に当たっては、この手引きのほか次の手引きも確認してください。

## (1) 共通審査の必要書類に関する手引き

- ① 島根県電子調達システム（資格申請システム）による建設工事入札参加資格申請の手引き（共通編）【令和 4～6 年度定期申請用】

## (2) システム操作方法及び入力内容に関する手引き

- ① 島根県電子調達システム（資格申請システム）による建設工事入札参加資格申請の手引き（操作マニュアル編）【令和 4～6 年度定期申請用】
- ② 島根県電子調達システム（資格申請システム）による建設工事入札参加資格申請の手引き（個別情報画面編）【令和 4～6 年度定期申請用】

《建設コンサルタント業務等を申請される方は、上記手引きの「建設工事」及び「工事」の表記を「測量、建設コンサルタント業務等」及び「業務」に読み替えてください。》

※これら 3 つの手引きを、以下、手引き（共通編）、手引き（操作マニュアル編）、手引き（個別情報画面編）と表記します。

## 主たる営業所(本社)を浜田市内に有する事業者の方へ

今回、次の点を変更しています。書類提出にあたってはご注意ください。

### 1 格付の特別的事項について（土木一式工事、建築一式工事）

#### (1) 竣工検査の評定点への評価：対象とする年数を変更

- ・ 土木一式工事 → 3 年間
- ・ 建築一式工事 → 5 年間

※この件での提出書類はありません。

#### (2) 完成工事への評価：廃止

#### (3) その他の評価：新規に項目を設置

※記 8-1 (1) 提出する書類一覧表の No. 20 以降を参照してください。

### 2 市内営業所等調書【様式第 5 号】について

市内に主たる営業所及び従たる営業所を有する場合は提出を求めます。

※記 8-1 (1) 提出する書類一覧表の No. 4 を参照してください。

## 2 申請手続き

### 2-1 申請について

#### (1) 申請方法

電子申請とします。

島根県電子調達共同利用システムの「資格申請システム」(以下「システム」という。)を利用します。

インターネットからの申請後、必要書類を郵送してください。

※建設工事の申請をする場合、経営事項審査を受けていないとシステムの都合上、電子申請を行うことができません。その場合は、書面申請となりますのでご相談ください。

#### (2) 申請者

法人の場合、本社からの申請としてください。

同じ会社の支店や営業所が別々に申請することはできません。

資格有効期間中を通じて、入札や契約事務の権限を営業所等に委任する場合は、委任状を提出してください。

#### (3) 受付業種

ア 建設工事(種別は別表1のとおり)

イ 建設コンサルタント業務等(種別は別表2のとおり)

#### (4) 定期審査の受付期間(終了)

令和3年12月1日(水)から令和4年1月16日(日)まで

※土・日・祝日・年末年始は除く。

※受付期間内にシステムによる申請を完了し、共通添付書類・浜田市独自の個別添付書類の提出が完了していなければなりません。(当日消印有効)

#### (5) 定期審査の審査結果

結果通知:令和4年3月下旬(予定)

電子メールで通知します。書面による通知は行いません。

審査結果のうち、「格付・総合点数」については、結果通知後システムで確認できます。

#### (6) 資格の有効期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日(3年間)

(7) 追加審査

① 受付期間及び有資格者名簿登載日

	受付期間	有資格者名簿登載日
第1回	令和4年4月13日(水) ～令和4年4月27日(水)	令和4年6月1日(水) (予定)
第2回	令和4年7月27日(水) ～令和4年8月10日(水)	令和4年10月1日(土) (予定)
第3回	令和5年1月11日(水) ～令和5年1月25日(水)	令和5年4月1日(土) (予定)
第4回	令和5年7月27日(木) ～令和5年8月10日(木)	令和5年10月1日(日) (予定)
第5回	令和6年1月11日(木) ～令和6年1月25日(木)	令和6年4月1日(月) (予定)
第6回	令和6年7月26日(金) ～令和6年8月10日(土)	令和6年10月1日(火) (予定)

② 提出先等：定期審査の場合と同じ

③ 有効期間：名簿搭載日から令和7年3月31日

④ 審査結果：書類審査後、電子メールにより結果を通知します。

※追加審査の詳細については、受付期間前にホームページに掲載しますのでご確認ください。

## 2-2 電子システムについて

「島根県電子調達共同利用システム」ポータルサイトの「資格申請システム」の画面上から必要事項を入力し、併せて必要書類を提出してください。

### ■ 島根県電子調達共同利用システムアドレス

<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>



### (1) 電子システムから申請できる自治体

システムは、システム参加自治体が共同で利用しています。そのため、浜田市のほかにも申請先を選択することで、一括してシステム参加自治体への申し込みを行うことができます。

### (2) 資格審査及び書類の提出

申請された内容は、システム参加自治体が共同で審査します。申し込まれた自治体が共通して必要とする情報と、自治体によって求める内容が異なる情報とを、「共通審査」と「個別審査」とに分けて行います。

そのため、浜田市にのみ申請をする場合であっても、手引きでは、共通審査や個別審査という扱いとしています。

また、郵送で提出する書類についても、同様の理由から、郵送先が共通審査自治体と個別審査自治体とに分かれます。浜田市以外の自治体にも一括して電子申請する場合、どこが共通審査自治体に該当するかは、電子システムの手引き（共通編）で確認してください。

### ※ システム参加自治体（令和3年11月現在）

島根県	松江市	浜田市	出雲市	益田市
大田市	安来市	江津市	雲南市	奥出雲町
川本町	美郷町	邑南町	津和野町	吉賀町

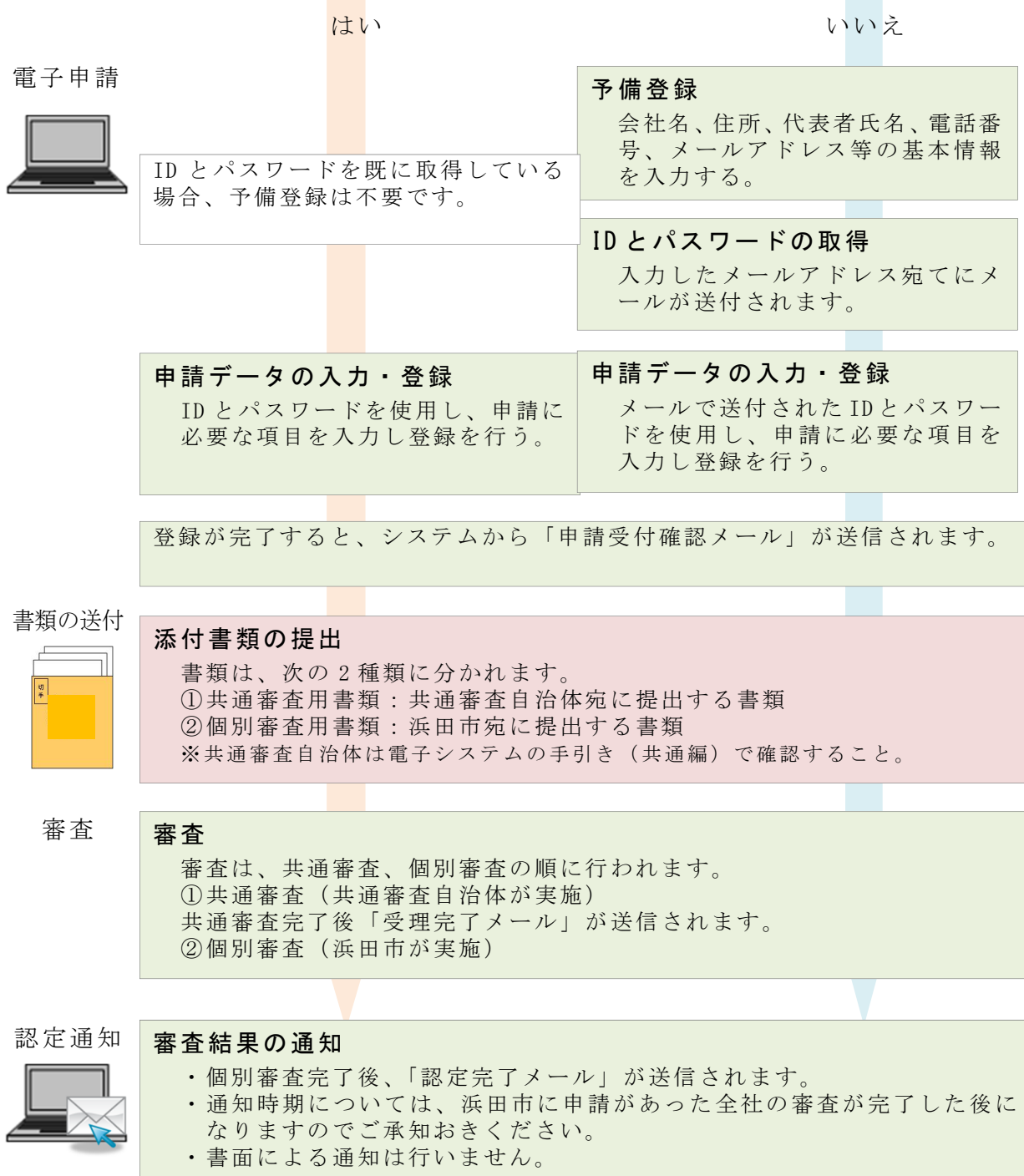
申請に係る必要書類については、各システム参加自治体によって取扱いが異なります。必ず申請を希望する自治体の手引き等を確認してください。

## 2-3 申請の流れ

電子申請では、資格申請 ID とパスワードが必要となります。

ID とパスワードは、システムから「予備登録」を行うことで取得できます。

これまでに島根県のシステムから電子申請を行い、システム参加自治体の全部又はいずれかの自治体から認定を受けた。(資格申請 ID・パスワードを既に取得している。)



## 3 申請できる方の要件

### 3-1 共通

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 引き続き 2 年以上当該営業に従事していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (4) 浜田市の市税の滞納がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 次の届出を履行していること。（当該届出の義務がない者を除く。）
  - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

### 3-2 建設工事に関する申請者の要件

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条の規定による許可を受け、また、現に建設業を営んでいること。
- (2) 法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けていること。  
ただし、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。以下「令」という。）第 1 条の 2 で定める「軽微な建設工事」のみを請け負うことを営業とするものについては除く。
- (3) 入札参加を希望する工事種別に施工実績があること。

### 3-3 建設コンサルタント業務等に関する申請者の要件

- (1) 入札参加資格を希望する業種について、次に掲げる登録を受けていること。
  - ア 測量業務の入札参加資格を希望する者については、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項に規定する登録
  - イ 建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者については、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による登録
  - ウ 土木関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者については、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項の規定による登録
  - エ 地質調査の入札参加資格を希望する者については、地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項に規定する登録
  - オ 補償コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者については、補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項の規定による登録
- (2) 入札参加を希望する業務種別に受注実績があること。



## 4 申請にあたっての注意事項

- (1) 入札参加資格審査の基準日は、申請日とします。特に記載がない場合には、基準日時点の内容で書類を作成してください。
- (2) 参加資格申請には IC カード（電子証明書）及び IC カードリーダーは不要ですが、電子入札を実施する際には必要となります。  
詳細は市ホームページを確認してください。

[ホーム](#) > [事業者向け情報](#) > [入札・契約](#) > [入札](#) > [入札関連情報](#) > [電子入札](#)

- (3) 申請された後、申請内容について資格審査を行い、資格を有すると認められた場合に、浜田市の有資格事業者として登録します。なお、必要書類が期日までに到着していない場合は、資格審査の対象となりませんので、余裕を持って申請してください。
- (4) 申請及び添付書類等に虚偽の事項を記載した場合は、資格を取消すことがあります。
- (5) 建設工事の申請については、別表 1 の工事種別について受け付けます。  
入札参加を希望する工事種別ごとに、建設業許可及び経営事項審査の完成工事高があることが条件となります。経営事項審査の審査基準日以降の施工実績も認めます。  
なお、軽微な建設工事（※1）のみを請負希望者は、経営事項審査を受けていなくても申請できますが、その場合であっても、希望する工事種別ごとに建設業許可及び施工実績があることが条件となります。
- (6) 建設工事の申請に関して、入札や契約の権限を委任できる営業所、支社等は、建設業法第 3 条に基づき許可行政庁に届出をしている営業所等に限りません。また、その営業所が営業できる工事種別でなければ委任できません。
- (7) 建設コンサルタント業務等の申請については、別表 2 の業務種別について受け付けます。入札参加を希望する業務種別ごとに、部門の登録及び受注実績があることが条件となります。
- (8) やむを得ない事情により電子申請が困難な場合であって、浜田市にのみ申請する方に限って、書面申請を認める場合がありますのでご相談ください。
- (9) この申請以外に、浜田市各支所、浜田市上下水道部、浜田市土地開発公社及び浜田地区広域行政組合に別途申請する必要はありません。

※1：軽微な建設工事とは、工事 1 件の請負代金の額が、「建築一式工事の場合：1,500 万円に満たない工事又は延面積が 150 ㎡に満たない木造住宅工事」、「その他の建設工事の場合：500 万円に満たない工事」です。

## 5 書類の提出方法、提出期限等について

### 5-1 提出書類の種類

提出する書類は以下の2種類に分かれます。

#### (1) 共通審査用書類

システム参加自治体が共通して必要とする書類です。

提出先	共通審査自治体
書類の詳細	手引き（共通編）をご確認ください。
注意事項	複数のシステム参加自治体に対して申請手続きする場合であっても、共通審査自治体のみに1部を送付してください。

#### (2) 浜田市への個別審査用書類

上記の共通審査用書類とは別に、浜田市が必要とする書類です。

提出先	浜田市 総務部 契約管理課 入札管理係 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地
書類の詳細	記8 浜田市個別審査用書類をご確認ください。

### 5-2 書類の提出方法

#### (1) 郵送又は信書便により送付してください。

※信書を送ることが可能で、到達が確認できる方法（簡易書留、レターパック等）で郵送してください（メール便、宅配便では信書を送付できないため不可。）

#### (2) 書類は、システムから出力される「個別添付書類送付票」（浜田市）の番号順に重ねて、クリップ等で留めて提出してください。

※ファイルやひもを使用して綴じる必要はありません。

#### (3) 提出書類に「写し」とあるものは、鮮明な複写をもって代用できます。

写しを提出する場合は、A4サイズに揃えてください。

### 5-3 書類の提出期限

システムによる本登録申請後、定期審査受付期間最終日まで。（当日消印有効）

※上記の期限までに「申請データの送信」と「書類の送付」の両方を行ってください。

### 5-4 添付書類様式の入手方法

様式は、市ホームページからダウンロードできます。

浜田市ホームページ（<http://www.city.hamada.shimane.jp/>）

[ホーム](#) > [事業者向け情報](#) > [入札・契約](#) > [入札参加資格](#)

## 6 準市内事業者としての要件について

浜田市では、有資格者の所在地により、有資格者名簿を市内事業者、準市内事業者、市外事業者に区分し、発注はこの順に優先して事業者を選定します。

市内事業者、準市内事業者の定義は次のとおりです。

市内事業者：有資格者のうち、主たる営業所（本社）を市内に有する者。

準市内事業者：有資格者のうち、本社は浜田市外であって、市内に有する従たる営業所を受任者とし、受任者は請負に必要とする許可を有し、以下の要件を満たす者。

- ① 浜田市の市税を納税していること。
- ② 事務等を執り行える事務用什器及び事務用機器が備え付けられているとともに、事業所の所在を明らかにした看板、表札等が表示され、営業所としての形態を整えていること。
- ③ 常時、本社や他の営業所等への取次機器（転送等）による対応をしていないこと。
- ④ 営業所には、常勤する技術者を含め責任者が常駐していること。

これらの要件を確認するため、必要と認めた場合には、営業所の実態を調査することがあります。実態調査については、次に掲げる事項について予告をせずに行います。

No.	調 査 内 容
1	営業所等の所在地
2	営業所等の所在を明らかにした標識又は看板の設置の有無
3	営業所等の設置形態 (自社保有以外の場合においては、賃貸借契約等明確な使用権の有無)
4	事務用什器（机、いす等）、事務用機器等（電話、ファックス、複写機等）の備付けの状況
5	連絡手段の状況
6	従業員の雇用及び配置状況
7	受任者（営業所の代表者）の勤務状況
8	従業員（技術者）の資格及びその恒常的な雇用関係
9	営業所等の従業員（技術者）名簿
10	営業所等の従業員（技術者）に係る勤務簿又はタイムカード等
11	営業所等の活動状況 (電気・水道の検針票、電話・ファックスの請求書等)
12	その他営業活動の実態を把握するために必要な事項

調査に協力しない場合は、要件を満たしていないものとします。

## 7 社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入確認について

社会保険に加入（※1）していることを申請要件とし、次の確認方法により確認します。

### (1) 確認方法

建設工事に申請の場合は、経営事項審査の内容により確認します。

建設コンサルタント業務等に申請の場合など、経営事項審査を受けていない場合は、原則として直近1回分の保険料を対象として次の書類で確認します。下表で該当する区分の書類を提出してください。

※1：確認する社会保険は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険です。

法令に基づき適用を除外されている場合は、加入しているものとみなします。

加入状況		提出書類	備考
○健康保険 ○厚生年金 保険	加入している	次のうちいずれか ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書の写し ・健康保険及び厚生年金保険の納入証明書（写し可） 又は、加入したばかりの場合 ・健康保険・厚生年金保険新規適用届（事業主控）の写し ※受付印が押されていること。 ・加入していることが確認できる書類	健康保険、厚生年金保険の両方について確認できること。 初回の納入期限が未だの場合
	加入義務がない	・健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書	様式第12号
○雇用保険	加入している	次のうちいずれか ・労働保険概算・確定保険料申告書の控えの写し ・納付したことを証する書面（保険料の領収済通知書等）の写し ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し ・雇用保険料納入証明書（写し可） 又は、加入したばかりの場合 ・雇用保険適用事業所設置届（事業主控）の写し ※受付印が押されていること。	労働保険事務組合に委託している場合は、組合発行の保険料納入通知書又は領収書の写し 初回の納入期限が未だの場合
	加入義務がない	・健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書	様式第12号

（注1）領収証書の写しは、申請時において直前1回分のものを提出してください。

（注2）健康保険及び厚生年金保険の領収証書の写しについては、保険料の支払いが確認できる次のいずれかとしてください。

ア 領収印が押印された領収書

イ 口座振替した場合の領収済通知書

ウ 納入通知書（納入すべき金額が記載されていること。）及び、その金額が引き落とされたことが確認できる部分の通帳の写し

（注3）証明書を添付する場合は、申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限りま。

## 8 浜田市個別審査用書類について

### 8-1 建設工事

#### (1) 提出する書類一覧表

下表の提出欄について、

市内：市内に営業所がある事業者（市内・準市内事業者）、市外：それ以外の事業者の略。

○：提出必須、△：該当する場合は提出、準：準市内事業者は提出、－：提出不要、

評：土木一式工事又は建築一式工事を申請する者であって該当する場合は提出。

No	新規登録		工種の追加		委任先の追加		書類の名称等／書類の種類	備考
	市内	市外	市内	市外	市内	市外		
1	○	○	○	○	○	○	「個別添付書類送付票（浜田市）」 システムから印刷	システムからデータ送信した後に「申請完了」画面から出力できる送付票を印刷すること。詳しくは、手引き（操作マニュアル編：工事）を確認すること。
2	○	○	○	○	○	○	申請者側の入力内容確認画面を印刷した書面 システムから印刷	システムの申請完了直前に表示される「入力内容確認」画面を印刷すること。詳しくは、手引き（操作マニュアル編：工事）を確認すること。
3							「委任状」 様式第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 受任者を定める場合は提出すること。</li> <li>・ 受任先は、建設業法第3条に基づき許可行政庁に届出している営業所に限る。</li> <li>・ その営業所で営業できない工種について、受任先として定めることはできない。</li> <li>・ 受任者使用印鑑は、入札・契約等に使用する印鑑とし、印影により受任者が特定できるものとする。社名のみ印は不可。</li> <li>・ 法務局に届け出ている印鑑又は市区町村に登録している印鑑である必要はありません。</li> </ul>
4							「市内営業所等調査」 様式第5号	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 浜田市内の従たる営業所を受任者に定める場合（準市内事業者）は提出すること。</li> <li>* <u>市内事業者で、且つ市内に従たる営業所を有する者についても提出すること。</u></li> </ul>
5	○	○	○	○	○	○	「建設業許可通知書」 又は「許可証明書」 通知書：写し 証明書：写し可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請日現在で有効な全ての工種を提出すること。</li> <li>・ 許可通知書の記載内容（代表者等）が現状と異なる場合は、行政庁の受理印のある変更届の写しを添付すること。</li> <li>・ 更新手続き中の場合、更新前の許可通知書及び行政庁の受理印のある更新申請書の写しも添付すること。</li> </ul>

6	△	△	△	△	○	○	建設業許可申請書類の「営業所一覧表」	建設業許可申請をされた際の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 受任者を定める場合は提出すること。</li> <li>・ 書類は、「別紙二(1) 営業所一覧表(新規許可等)」又は、「別紙二(2) 営業所一覧表(更新)」とする。</li> <li>・ 内容に作成当事と変更がある場合は、「建設業許可変更届」の写しを添付すること。</li> </ul>
7	△	△	△	△	—	—	「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」	写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 経営事項審査を受けている場合は提出すること。</li> <li>・ 申請日時点で有効な最新の通知書を提出すること。</li> </ul>
8	△	△	△	△	—	—	「建設工事施工実績証明書」	様式第6号	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 経営事項審査の完成工事高が0の工種を、審査基準日以降の実績で申請する場合は提出すること。</li> </ul>
9	△	△	—	—	—	—	社会保険の加入確認資料 ・健康保険、・厚生年金保険、・雇用保険	詳細は、記7で説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 経営事項審査を受けていない場合は提出すること。</li> <li>・ 審査を受けていない場合であって、加入に関して適用除外の場合も、そのことの届出書を提出すること。</li> </ul>
10	○	○	—	—	—	—	「誓約書兼市税納付状況調査同意書」	様式第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全員提出すること。</li> </ul>
11	○	○	—	—	—	—	「業態調書」	様式第7号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全て該当がない場合でも“該当なし”として提出すること。</li> </ul>
12	○	△	—	—	○	△	「総括表(建設工事)、技術職員人数調書」	様式第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 次のいずれかの場合は提出すること。</li> <li>① 市内事業者・準市内事業者</li> <li>② 電子システムで、技術者数「その他」枠に人数を入力した場合</li> <li>・ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者について記入すること。</li> <li>・ 「その他」については、資格名称を記入すること。</li> </ul>
13	○	—	○	—	○	—	建設業許可申請書類の「専任技術者証明書」又は「専任技術者一覧表」	建設業許可申請をされた際の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 市内事業者・準市内事業者は提出すること。</li> <li>・ 書類は、「別紙4 専任技術者一覧表」又は「様式第八号専任技術者証明書(新規・変更)」とする。</li> <li>・ 変更があった場合は、「建設業許可変更届」の写しも添付すること。</li> </ul>
14	準	—	—	—	準	—	浜田市に提出した「法人市民税確定申告書(第20号様式)」	写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 準市内事業者は提出すること。</li> <li>・ 直近の浜田市に提出した法人市民税確定申告書の写しを提出すること。</li> </ul>
15	準	—	—	—	準	—	受任者(委任する営業所)の契約実績が確認できる書類	写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 準市内事業者は提出すること。</li> <li>・ 委任する浜田市内の営業所の契約実績を提出すること。</li> <li>・ 書類は、申請する工種ごとに過去10年間(平成23年～令和2年度)に受注した契約書の写し1件程度とする。</li> </ul>

16	△	△	—	—	—	—	建設業許可申請書類の「営業の沿革」	建設業許可申請をされた際の提出書類	* 個人事業者は提出すること。 ・書類は、「様式第 20 号営業の沿革の写し」とする。
17	△	—	△	—	—	—	法面工事に関する確認書類	(2)-①-(ア)で説明	* とび・土工業を申請する市内事業者・準市内事業者であって、「法面工事」を希望する場合は提出すること。
18	△	—	△	—	—	—	舗装工事に関する確認書類	(2)-①-(イ)で説明	* 市内事業者・準市内事業者であって、「舗装工事」を申請する場合は提出すること。
19	△	△	△	△	—	—	区画線工事に関する確認書類	(2)-①-(ウ)で説明	* 塗装工事を申請する県内事業者であって、「区画線工事」を希望する場合は提出すること。
20	評	—	—	—	—	—	浜田市優良建設工事表彰	(2)-②で説明	* 申請日の属する年度の前 3 年度に浜田市より表彰された者は提出すること。
21	評	—	—	—	—	—	障がい者雇用状況調査	(2)-②で説明	* 雇用義務の有無と法定雇用率以上かどうかを確認する書類 《提出必須》
22	評	—	—	—	—	—	浜田市障がい者雇用優良事業所表彰	(2)-②で説明	* 申請日の属する年度の前 3 年度に浜田市より表彰された者は提出すること。
23	評	—	—	—	—	—	労働安全対策	(2)-②で説明	* 該当する者は、提出すること。
24	評	—	—	—	—	—	建設業労働者の福利向上	(2)-②で説明	* 該当する者は、提出すること。
25	評	—	—	—	—	—	出会い・結婚・出産・子育て応援事業認定	(2)-②で説明	* 認定を受けている者は提出すること。
26	評	—	—	—	—	—	防災対策	(2)-②で説明	* 該当する者は、提出すること。
27	評	—	—	—	—	—	建設産業の中長期的担い手確保に資する活動	(2)-②で説明	* 該当する者は、提出すること。

※証明書を添付する場合は、申請日前 3 ヶ月以内に発行されたものであること。



(2) 提出書類一覧表に関する補足説明（提出書類 No. 17～27）

① 建設機械の保有及びオペレーターの配置に関する確認書類（No. 17～19）

次の工事の入札参加資格を申請し、対象者に該当する場合は、以下に掲げる書類を提出してください。

(ア) 法面工事

対象者：市内事業者、準市内事業者

提出書類：以下に掲げる全ての書類

確認区分	提出する書類
① 工事経歴書	・直前の経営事項審査で提出したとび・土工・コンクリート工事の法面処理工事に係る工事経歴書
② 法面施工管理技術者・グラウンドアンカー施工士・地すべり防止工事士・のり面ノズルマンに関する書類	・法面施工管理技術者登録証（写）又は資格者証（写） ・グラウンドアンカー施工士登録証（写）又は資格者証（写） ・地すべり防止工事士登録証（写）又は資格者証（写） ・のり面ノズルマン登録証（写）又は資格者証（写） ・健康保険証等（写）
③ 法面施工に用いる施工機械に関する書類	・「令和 4～6 年度入札参加資格申請における「法面施工に用いる施工機械に関する書類について」（島根県別冊）を参照 ・第二種圧力容器明細書（写）
④ 入札参加資格事前提出書類	・舗装工事、法面工事の保有機械にかかる確認資料一覧表（浜田市事前申請用）【様式第 9 号】

\* ①から③までの書類の様式や記載方法は、島根県が求めるものと同じとしますので、書類作成の詳細は別途「島根県建設工事入札参加資格申請の手引き」で確認してください。

\* ④は、(ア)法面工事、(イ)舗装工事の両方を希望する場合は、合わせて 1 部作成してください。

(イ) 舗装工事

対象者：市内事業者、準市内事業者

提出書類：以下に掲げる全ての書類

確認区分	提出する書類
① 工事経歴書	・直前の経営事項審査で提出した舗装工事に係る工事経歴書
② 1・2 級舗装施工管理技術者に関する書類	・舗装施工管理技術者登録証（写）又は資格者証（写） ・健康保険証等（写）
③ オペレーターに関する書類	・大型特殊運転免許（写） ・技能講習（車両系）修了証書（写） ・健康保険証等（写）
④ アスファルトフィニッシャーに関する書類	・全景写真及び機械プレートのアップ写真（6ヶ月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査書（写）、機械台帳（写）、継続的かつ独占的利用が証明されるリース契約書（写））



⑤ モーターグレーダー、タイヤ・マカダムローラに関する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全景写真及び機械プレートのアップ写真（6ヶ月以内に撮影したもの）</li> <li>・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査書(写)、機械台帳(写)、継続的且つ独占的利用が証明されるリース契約書(写)）</li> </ul>
⑥ 入札参加資格事前提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装工事、法面工事の保有機械にかかる確認資料一覧表（浜田市事前申請用）【様式第9号】</li> </ul>

\*①から⑤までの書類の様式や記載方法は、島根県が求めるものと同じとしますので、書類作成の詳細は別途「島根県建設工事入札参加資格申請の手引き」で確認してください。

\*⑥は、(ア)法面工事、(イ)舗装工事について両方を希望する場合は、合わせて1部作成してください。

(ウ) 区画線工事

対象者：県内事業者

提出書類：以下に掲げる書類

確認区分	提出する書類
① 保有機械確認資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区画線関係所有車両及び施工機械一覧表【様式第10号】</li> </ul>

② 特別点数を加算するための確認書類（No. 20～27）

対象者：市内事業者（土木一式工事・建築一式工事を申請する者）

提出書類：以下に掲げる書類

確認区分	提出する書類
① 浜田市優良建設工事表彰	申請日の属する年度の前3年度に浜田市優良建設工事表彰を受賞した表彰状（写）
② 障がい者の雇用状況	<p>申請日時点《※1》での雇用義務の有無と法定雇用率以上かどうかを確認する書類（提出必須）《※2》</p> <p>※この書類における「基準日」について、※1に該当する場合は、「R3. 11. 28」としてください。</p>
③ 浜田市障がい者雇用優良事業所表彰	申請日の属する年度の前3年度に浜田市障がい者雇用優良事業所顕彰事業で表彰された事業所で受賞した表彰状（写）
④ 労働安全対策	<p>建設業労働災害防止協会加入及び実績</p> <p>申請日前3年間に建設業労働災害防止協会の工事現場パトロールへ参加した実績</p> <p>※実績の証明書類については提出不要。</p>
	<p>同協会研修のうち指定する研修の受講</p> <p>申請日前3年間に同協会が実施した研修の受講実績（労働安全講習受講実績報告書《※2》）及び研修終了証（写）</p>

⑤ 建設業労働者の福利向上	申請日時点《※1》に次の全てが揃う場合に提出。 ア 建設業退職金共済事業加入証明書（写） イ 退職一時金制度導入を証明する書類（加入証明又は就業規則の写） ウ 企業年金制度導入を証明する書類（加入証明書又は就業規則の写） エ 法定外労働災害補償制度加入証明書（写） （経営事項審査時に提示した書類提出可能）
⑥ 浜田市出会い・結婚・出産・子育て応援事業所認定	申請日時点《※1》で認定を受けている書類（表示証の写など）
⑦ 防災対策	防災協定している団体に加盟 申請日時点《※1》で国、県又は浜田市と防災協定を締結している団体へ加入している者は、加盟証明書 ※島根県建設業協会の加盟証明については提出不要。
	上記以外で災害対応実績 上記の防災協定を締結している団体へ加盟していない者で、申請日の属する年度の前3年度に浜田市から依頼を受け災害時の緊急対応（初動対応）を行った場合、発注者より証明を受けた災害時緊急対応申告書【様式第13号】
⑧ 浜田市消防団協力事業所の認定状況	申請日時点《※1》で認定を受けている書類（認定証の写など）
⑨ 建設産業の中長期的担い手確保に資する活動	申請日前3年間に島根県の「学校支援企業等」の登録事業所として、職場体験等の活動した実績について、学校長が証明した書類（写）《※2》

※1：今回の定期審査（受付期間が R3.12.1-R4.1.16のもの）に限り、  
「申請日時点」については「令和3年11月28日時点」、

※2：②、④、⑨の書類の様式や記載方法は、島根県が求めるものと同じとしますので、書類作成の詳細は別途「島根県建設工事入札参加資格申請の手引き」で確認してください。

## 8-2 建設コンサルタント業務等

### (1) 提出する書類一覧表

下表の提出欄について、

市内：市内に営業所がある事業者（市内・準市内事業者）、市外：それ以外の事業者の略。

○：提出必須、△：該当する場合は提出、準：準市内事業者は提出、－：提出不要。

No	新規登録			工種の追加			委任先の追加			書類の名称等／書類の種類	備考	
	市内	市外	準市内	市内	市外	準市内	市内	市外	準市内			
1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	「個別添付書類送付票(浜田市)」	システムから印刷	システムからデータ送信した後に「申請完了」画面から出力できる送付票を印刷すること。詳しくは、手引き（操作マニュアル編：業務）を確認すること。
2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	申請者側の入力内容確認画面を印刷した書面	システムから印刷	システムの申請完了直前に表示される「入力内容確認」画面を印刷すること。詳しくは、手引き（操作マニュアル編：業務）を確認すること。
3	△	△	－	－	○	○	○	○	○	「委任状」	様式第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>*受任者を定める場合は提出すること。</li> <li>・受任者使用印鑑は、入札・契約等に使用する印鑑とし、印影により受任者が特定できるものとする。社名のみ印は不可。</li> <li>・法務局に届け出ている印鑑又は市区町村に登録している印鑑である必要はありません。</li> </ul>
4	準	－	－	－	準	－	－	－	－	「市内営業所等調書」	様式第5号	*市内の従たる営業所を受任者に定める場合（準市内事業者）は提出すること。
5	○	○	○	○	○	△	△	△	△	登録情報を証明する書類	(2)-①で説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望する業種の資格を有することが確認できる、有効期限内の「登録証明書」又は「登録通知書」を提出すること。</li> <li>・部門の削除や追加があった場合、そのことが分かる通知書も提出すること。</li> </ul>
6	○	○	－	－	－	－	－	－	－	社会保険の加入確認資料 健康保険、厚生年金保険、雇用保険	詳細は、記7で説明	・適用除外の場合も、そのことが分かる届出書を提出すること。
7	○	○	－	－	－	－	－	－	－	「誓約書兼市税納付状況調査同意書」	様式第1号	・全員提出すること。
8	○	○	－	－	－	－	－	－	－	「業態調書」	様式第7号	・全て該当がない場合でも“該当なし”として提出すること。

9	○	△	—	—	○	△	「総括表（建設コンサルタント業務等）、技術職員人数調書」	様式第3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 次のいずれかの場合は提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市内事業者・準市内事業者</li> <li>② 電子システムで、技術者数「上記以外」枠に人数を入力した場合</li> </ul> </li> <li>・ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者について記入すること。</li> <li>・ 「上記以外」については、資格名称を記入すること。</li> </ul>
10	準	—	—	—	準	—	浜田市に提出した「法人市民税確定申告書（第20号様式）」	写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 準市内事業者は提出すること。</li> <li>・ 直近の浜田市に提出した法人市民税確定申告書の写しを提出すること。</li> </ul>
11	△	△	—	—	—	—	営業の沿革	様式第9号	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 個人事業者は提出すること。</li> <li>・ 事業開始時からの主な経歴を記載すること。</li> <li>・ 土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントに申請する場合は、各登録申請書類の「営業の沿革」の写しでも可。</li> </ul>

※証明書を添付する場合は、申請日前3ヶ月以内に発行されたものであること。

## (2) 提出書類一覧表に関する補足説明

### ① 「登録情報を証明する書類」について (No.5)

資格を有することが確認できる書類として、申請する業種に応じて、以下の書類を提出してください。

登録名称	提出書類（登録情報を証明する書類）
測量業者登録	「測量業者登録証明書」
建築士事務所登録	「建築士事務所登録証明書」
建設コンサルタント登録	「建設コンサルタント登録通知書」
地質調査業者登録	「地質調査業者登録通知書」
補償コンサルタント登録	「補償コンサルタント登録通知書」

\* 部門の消除や追加があった場合、そのことが分かる通知書を添付すること。  
\* 受任先営業所に測量業者登録がある場合は、登録申請書<第1面>及び登録申請書<別紙>、建築士事務所の登録がある場合は、受任先営業所の証明書を提出してください。

## 9 入札参加資格申請後の変更や取消し

### 9-1 変更届

入札参加資格者名簿登載後、登録事項に変更があった場合は、速やかに変更手続を行ってください。

変更事項、変更手続方法は、浜田市ホームページに掲載しています。

浜田市ホームページ (<http://www.city.hamada.shimane.jp>)

[ホーム](#) > [事業者向け情報](#) > [入札・契約](#) > [入札参加資格](#)

### 9-2 参加資格の取消し

入札参加資格認定後、資格要件に該当しないこととなったとき、又は虚偽の申請により入札参加資格の認定を受けたことが判明した場合は、入札参加資格認定を取り消します。

## 別表

別表1 入札参加資格審査を行う工事種別

工事種別	
土木一式工事	板金工事
建築一式工事	ガラス工事
大工工事	塗装工事
左官工事	防水工事
とび・土工・コンクリート工事	内装仕上工事
石工事	機械器具設置工事
屋根工事	熱絶縁工事
電気工事	電気通信工事
管工事	造園工事
タイル・れんが・ブロック工事	さく井工事
鋼構造物工事	建具工事
鉄筋工事	水道施設工事
舗装工事	消防施設工事
しゅんせつ工事	清掃施設工事
解体工事	

別表2 入札参加資格審査を行う業務種別

業務種別	登録部門等
測量	測量一般
	地図の調製
	航空測量
建築関係建設コンサルタント	建築一般
土木関係建設コンサルタント	河川、砂防及び海岸・海洋部門
	港湾及び空港部門
	電力土木部門
	道路部門
	鉄道部門
	上水道及び工業用水道部門
	下水道部門
	農業土木部門
	森林土木部門
	水産土木部門
	廃棄物部門
	造園部門
	都市計画及び地方計画部門
	地質部門
	土質及び基礎部門
	鋼構造物及びコンクリート部門
	トンネル部門
	施工計画、施工設備及び積算部門
	建設環境部門
	機械部門
電気電子部門	
地質調査	地質調査
補償コンサルタント	土地調査部門
	土地評価部門
	物件部門
	機械工作物部門
	営業補償・特殊補償部門
	事業損失部門
	補償関連部門
	総合補償部門